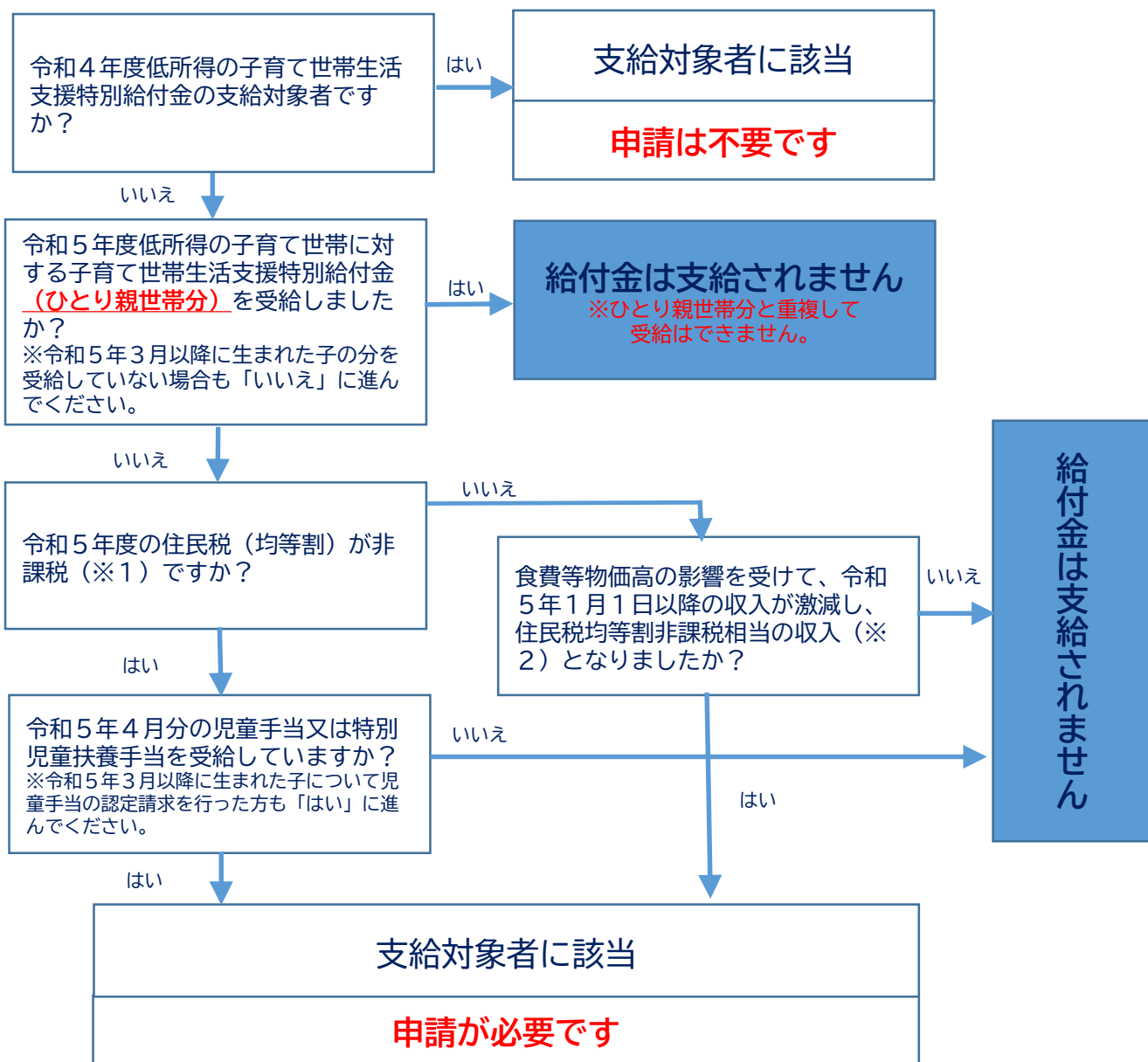


# 令和5年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分) 対象確認用簡易フローチャート



※1 昨年の収入状況について朝霞市が確認できない(未申告となっている)場合、課税・非課税の判定ができません。申告がお済みでない方、収入がなかったため申告をしていない方などは速やかに申告を行ってください。

※2 住民税均等割が非課税となる収入(又は所得)の目安

世帯人数	家族構成の例	非課税相当限度額 (給与収入換算)	非課税相当限度額 (所得換算)
2	夫婦+子1人	1,560,000円	1,010,000円
3	夫婦+子1人	2,057,000円	1,360,000円
4	夫婦+子2人	2,557,000円	1,710,000円
5	夫婦+子3人	3,057,000円	2,060,000円
6	夫婦+子4人	3,557,000円	2,410,000円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。  
 ・申請者本人  
 ・同一生計配偶者(収入103万以下)  
 ・扶養親族(16歳未満の方も含む)

令和5年1月以降の任意の1か月の収入(又は所得)額を12か月換算(12倍)した額が上記の額を下回る場合、「住民税(均等割)非課税相当」となります。